

いじめ対応充実の手引き⑫



長野県教育委員会事務局教学指導課心の支援室

いじめが起きた場合の対応

いじめに対応する具体的な動き

学校では、「問題が発生してから対応する（事後対応）」という考え方から、「問題が発生しにくい学校・学級をつくる（未然防止）」という生徒指導観の転換を図り、すべての児童生徒が「居場所・生きがい・存在感」を感じられる学校づくりを推進することが第一義です。

しかし、問題が発生した場合には迅速かつ適切に事案に対処しなければなりません。いじめ問題が起こった場合には、初期対応に全力を傾け、問題を最小限に食い止め、その後の児童生徒への支援・指導がスムーズに行えるようにする必要があります。

そのためには自校の「いじめ対応マニュアル」等により、基本的な手順、教職員の役割分担等を全教職員が共通理解しておくことが不可欠です。その上で、事案によっては対応の仕方が異なる場合もありますので、最悪を想定し、即時適切に判断し、チームで対応をしていくことが必要です。

ワンポイント

いじめ等の問題が生じた場合、適切かつ迅速に初期対応を行うために、「いじめ対応マニュアル」をどのように活用するとよいでしょうか。

① 自校の「いじめ対応マニュアル」の共通理解

いじめ問題に対する基本的な支援・指導の見通し、全体像を全職員が共通理解していることが必要。学校によっては支援・指導の流れをわかりやすくフローチャート化するなどして工夫しています。また、年度当初だけでなく、職員会や学年会で問題を想定した読み合わせを行っておくとよいでしょう。

② 支援・指導のポイントを共通理解

「いじめ対応マニュアル」の中に、「事実確認のポイント」、「被害生徒への支援」、「加害生徒への指導」、「第三者的立場の生徒への指導」、「保護者や地域への対応」のポイントを項目ごとにまとめたりしている学校もあります。全職員がポイントを共通理解して支援・指導にあたることで学校としての支援・指導方針がぶれないものとなります。

③ 具体的な対応を想定する

児童生徒への事実の聞き取りや、児童生徒の支援・指導等、チームで対応することが基本です。チームの構成メンバーや、「いつ、だれが、何を、どのように」するのかについて事案によって対応できるように準備しておく必要があります。



各学校において、「いじめ対応マニュアル」を充実させる際に、学校の実情に応じて参考にしていただけるよう、いじめ等の問題が起きたときの初期対応の大まかな流れを示しました。

いじめが起きたときの初期対応の手順《例》

